

## 苫小牧市工事等に係る競争入札参加資格選定基準

(趣旨)

第1条 苫小牧市が発注する工事の請負並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務（以下「工事等」という。）に係る競争入札参加資格はこの基準に基づき選定するものとする。

(選定基準)

第2条 一般競争入札においては、工事等の種類及び予定価格に応じ、苫小牧市工事競争入札参加資格格付要領別表の業種及び発注標準金額に対応する等級を入札参加資格要件とするものとする。

2 指名競争入札においては、前項の規定並びに当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名を行うものとする。なお、入札参加者の数は工事等の予定価格に応じ、別表に定めるとおりとする。

(選定基準の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、必要があると認められる場合においては、直近の上位又は下位の等級に格付けされた者を入札参加者とすることができる。

2 前項のほか、特別の技術を要する工事等又は、災害その他の理由により緊急に施工する必要があると認められる場合は、2級上位の等級に格付けされた者を入札参加者とすることができる。

別表

	工事等の予定価格	指名する入札参加者の数
単体の業者により施工する場合	3,000千円未満	3者以上
	3,000千円以上 5,000千円未満	4者以上
	5,000千円以上 15,000千円未満	5者以上
	15,000千円以上 30,000千円未満	6者以上
	30,000千円以上 50,000千円未満	7者以上
	50,000千円以上	10者以上
共同企業体により施工する場合		5共同企業体以上

備考

- (1) 特殊な工事等については、その内容に応じ、指名する入札参加者の数を別に定めることができる。
- (2) 共同企業体の予定価格の範囲については、次による。
  - ① 等級がAである者を含む共同企業体の場合は限度額なし。
  - ② 等級がAである者を含まない共同企業体の場合は、構成員それぞれの級における予定価格の限度額を加算した額をもって当該共同企業体の限度額とする。
- (3) 見積工事については、予定価格の範囲にかかわらず、指名する入札参加者の数を3者以上とする。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から実施し、同日以後に行う入札から適用する。
- 2 苫小牧市指名競争入札参加者指名基準要綱（平成9年4月1日実施）は廃止する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施し、同日以後に行う入札から適用する。

附 則

この基準は、平成28年12月15日から実施する。